

大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則の概要

1 趣旨

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）及び大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成25年政令第42号）の施行に伴い、特別区の設置についての投票に用いる投票用紙の様式等、特別区の設置についての投票の実施に必要な事項を定める。

2 概要

(1) 投票用紙の様式に関する事項

特別区の設置についての投票に用いる投票用紙の様式を定める。

(2) その他の様式に関する事項

不在者投票証明書、郵便等による不在者投票における投票用紙、投票録、開票録、選挙録等の特別区の設置についての投票の実施に必要な様式について、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に定める様式に準じなければならないこととする。

3 施行期日

大都市地域における特別区の設置に関する法律の施行の日（平成25年3月1日）